○ 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(平成十十九年広島県条例第二号) 新旧対照表

の者である場合の使用料等の額は、前項に定める額の二倍に相当すべき者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外

	(傍線の部分は改正部分)
-	型 位
((
第三条 研究所は、第一条に規定する目的を達成するため、次の業	第三条 研究所は、第一条に規定する目的を達成するため、次の業
務を行う。	務を行う。
一 工業、農業その他の産業に係る技術並びに保健及び環境に関	一 工業、農業その他の産業に係る技術並びに保健及び環境に関
する試験研究並びにその成果の技術移転を行うこと。	する試験研究並びにその成果の技術移転を行うこと。
二 工業、農業その他の産業に係る技術に関する指導、研修、情	二 工業、農業その他の産業に係る技術に関する指導、研修、情
報提供等を行うこと。	報提供等を行うこと。
三 センターの設備を利用に供すること。	三 センターの設備を利用に供すること。
四 依頼に応じ、試験、検査、分析等(以下「試験等」という。)	四 依頼に応じ、試験、検査、分析 <mark>、鑑定</mark> 等(以下「試験等」と
を行うこと。	いら、多行らこと。
五 その他研究所の目的を達成するために必要な業務を行うこ	五 その他研究所の目的を達成するために必要な業務を行うこ
AJ°	على°
(使用対等の称付等)	(使用料等の納付等)
第八条 センターの設備を利用し、又はセンターに試験等を依頼す	第八条 センターの設備を利用し、又はセンターに試験等を依頼す
る者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。	る者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。
2 前項の使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の種別	2 前項の使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の種別
及び額は、別表に掲げる種別及び金額を超えない範囲内で知事が	及び額は、別表に掲げる種別及び金額を超えない範囲内で知事が
別に定める。ただし、同表により難い使用料等については、実費	別に定める。ただし、同表により難い使用料等については、実費
を基準として知事が定める。	を基準として知事が定める。
同前の規定にかかわらず、第一項の規定により使用料等を納入	

する額とする。

- 認めるときは、これを分納又は後納することができる。際に納めなければならない。ただし、知事が特別の理由があるとは、使用料等は、前条の利用の許可を受け、又は試験等を依頼する
- ることができる。同の事は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減免す
- あると認めるときは、この限りでない。 の 既納の使用料等は、返還しない。ただし、知事が特別の理由が

別表 (第八条関係)

1 使用料

<u> もンターの</u> 区分	重 記	倒
保健環境センター	及び分析機器測定機器、試験機器	一時間につき 四、四〇〇円
	及び分析機器測定機器、試験機器	一単位につき 回、七〇〇円
<u>ター</u> 西部工業技術セン	及び分析機器測定機器、試験機器	丁単位につき 1七、〇〇〇円
	加工機器	一時間につき 一大、七〇〇円
	試験室	
ター 東部工業技術セン	及び分析機器測定機器、試験機器	一単位につき 三、大〇〇円
	加工機器	一単位につき 三、八〇〇円
	試験室	回につき 11、000円
農業技術センター	及び分析機器測定機器、試験機器	T目につき 1,000円
 	及び分析機器測定機器、試験機器	回にしる 1十、1100円
水産海洋技術セン	測定機器、試験機器	一単位につき 一五、四〇〇円

- 認めるときは、これを分納又は後納することができる。際に納めなければならない。ただし、知事が特別の理由があると以、使用料等は、前条の利用の許可を受け、又は試験等を依頼する
- ることができる。 | 本事は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減免す
- あると認めるときは、この限りでない。 同既納の使用料等は、返還しない。ただし、知事が特別の理由が

別表 (第八条関係)

1 使用料

センターの名称	厘 記	④
保健環境センター	製剤機	一時間につき 四三〇円
	試験検査機器	一時間につき 四八五円
<u>ター</u> 食品工業技術セン	及び分析機械測定機械、試験機械	一単位につき 犬、五二〇円
	る設備 受け入れて利用させ 受け入れて利用させ 技術者等を一定期間	一月につき 二九、四七〇円
ダー西部工業技術セン	及び溶射装置工作機械、溶接機械	円 一時間につき 一夫、人犬〇
	試験機械	一単位につき 七、〇六〇円
	加熱炉	一回につき ニニ、大七〇円
	試験室	一時間につき 大一〇円
	る設備受け入れて利用させ受け入れて利用させ技術者等を一定期間	一月につき 二九、四七〇円
東部工業技術セン	測定機械	一時間につき 五、〇八〇円
<u> </u>	試験機械	一単位につき 二、六四〇円

<u>~</u>	及び分析機器	
林業技術センター	器及び分析機器測定機器、試験機	<u>円</u> 一単位につき 一大、八〇〇
	加工機器	一単位につき 一五、九〇〇円

備を

- 回、一試料、一日又は一時間をいう。 一 この表において「一単位」とは、算定の最小単位である一
- 特に認めた場合は、この限りでない。 二 使用時間は、九時から十七時までとする。ただし、知事が
- とする。に、知事が別に定める方法により算定した額を加算するものは、知事が別に定める方法により算定した額を加算するものめる金額を超えない範囲内で知事が別に定める使用料の額三 前号の使用時間以外の時間に使用する場合は、この表に定

<u> </u>	大型 一一一一一一一	4
保健環境センター	検査及び分析	一件につき 一四五、六〇〇円
食品工業技術セン	試験及び測定	単位につき 二八、 〇〇円
<u> </u>	検査及び分析	一単位につき 二七、六〇〇円
	<u> </u>	一単位につき 五、三〇〇円
西部工業技術セン	試験及び測定	単位につき 四、八〇〇円
X-	検査及び分析	
	<u> </u>	一単位につき 五、三〇〇円

	染色整理機械	一時間につき 二、〇三〇円
	紡織関係機械	一時間につき 一、九六〇円
	横	一時間につき 四、二〇〇円
	<u> </u>	一回につき 八、四大〇円
	試験室	一時間につき 一、九七〇円
	技術者等を一定期間	一月につき 二九、四七〇円
	る設備受け入れて利用させ	
林業技術センター	試験機械	一時間につき 一、八一〇円
	測定機械	
	<u>工作 </u>	

羅彬

- 同、一試料、一日又は一時間をいう。 一 この表において「一単位」とは、算定の最小単位である一
- 特に認めた場合は、この限りでない。 二 使用時間は、九時から十七時までとする。ただし、知事が
- とする。に、知事が別に定める方法により算定した額を加算するものは、知事が別に定める方法により算定した額を加算するものめる金額を超えない範囲内で知事が別に定める使用料の額三 前号の使用時間以外の時間に使用する場合は、この表に定

センターの名称	種別	徐	夠
保健環境セン	ウイルス検査	種につき	三十二十二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
<u>*~</u>	無菌試験	一件につき	10' EOE
	<u>查</u> 食品衛生試験検	一単位につき	<' KIOE
	他の化学製品及書物、劇物その外品、化粧品、医薬品、医薬品、医薬部	単位につき	10, h00E

東部工業技術セン	試験及び測定	一単位につき	1元、1100円
<u> </u>	検査及び分析	一単位につき	1004, III
	<u>单何</u>	一枚につき	E'1100E
農業技術センター	検査及び分析	一件につき	EO, 400E
水産海洋技術セン	検査及び分析	一件につき	1111, <00E
<u>~</u>			
林業技術センター	試験及び測定	一件につき	111, <00 <u>E</u>
	検査及び分析	一単位につき	E' <00E
	成績書及び証明書	一部につき	1'1100E
	整前処理及び試料調	一時間につき	11, KOOE
	惧員が行う機器機 設備利用において	一時間につき	11/ KOOE

	国分析試験 コープに係る足 塩化トレに係る足 コープスプラー コープスプアコー の試験検査 別に対してエ の試験検査 辺にとして のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	
	温泉試験検査	一単位につき 五四、一八〇円
	環境衛生試験	単位につき 四〇、二六〇円
	試験に保る定量分析等の極微量物質ダイオキシン類	一件につき 五六九、〇〇〇円
	<u>村</u> かの他の試験検	百五を乗じて得た額 百分の八十に相当する額に百分の める算定方法により算定した額の 労働大臣が定めるところにより定し十六条第二項の規定により厚生 法(大正十一年法律第七十号)第
	及び鑑定書証明書、診断書	連位につき 七三〇円
食品工業技術と	試験及び測定	一単位につき 二五、八七〇円
ンダー	公村	単位につき 二三、八〇〇円
	觸何	一試料につき セ、大五〇円
	設計及び製図	1件につき E、O110日
	証明書成びその	新につき 人札OE
	複写及び写真	<u>一単位につき</u> れ、二七〇円
西部工業技術と	試験及び測定	一単位につき 二九、九五〇円
ンダー	型 日	
	公产	一単位につき 二三、<○○円
	獺伍	一試料につき セ、大五○円

間をいう。回、一件、一枚、一成分、一項目、一試料、一測定点又は一時個、一件、一枚、一成分、一項目、一試料、一測定点又は一時備考 この表において「一単位」とは、算定の最小単位である一

	,		
	設計及び製図	一件につき	E' 0110E
	成績書及びその	一部につき	<u> </u>
	温田書		
	複写及び写真	一単位につき	七、二十〇日
東部工業技術セ	試験及び測定	一単位につき	111H, 1110E
<u>y</u> &_	型 日	一単位につき	11'11KOE
	公产	一単位につき	11111, <00E
	觸任	一試料につき	七、大五〇円
	設計及び製図	一件につき	E' 0110E
	成績書及びその	一部につき	八九〇円
	温野軸		
	複写及び写真	一単位につき	九、二七〇円
林業技術セン	試驗	一件につき	#11, IIIOE
<u> ~-</u>	成績書及びその	一部につき	七三〇田
	温明書		

| 日又は一時間をいう。| 回、一種、一件、一枚、一成分、一項目、一試料、一測定点、| 両者、この表において「一単位」とは、算定の最小単位である一